

## 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会公印規程

(趣旨)

第1条 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の公印の規格、保管、使用等については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(公印の名称等)

第2条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、丸亀市消防本部総務課長（以下「保管者」という。）が行う。

(公印の使用)

第3条 公印を使用する者は、押印を要する文書に決裁済起案文書を添えて保管者に提示し、その審査を受けなければならない。ただし、正当な理由により決裁済起案文書の提示ができないときは、この限りでない。

2 保管者は、公印使用簿を備え、公印を使用する者に必要事項を記載させなければならない。ただし、これにより難いときは、別の方法で使用状況を明らかにすることができる。

3 公印は、保管者の指定する場所以外では使用してはならない。ただし、保管者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年5月20日から施行する。

別表（第2条関係）

1 名称	丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会長印
2 ひな型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">丸亀市・善通寺 市・多度津町 消防広域化協 議会展長之印</div>
3 寸法（ミリメートル）	方 27
4 書体	れい書
5 用途	対外全般
6 個数	1 個

